

事業実施・助成ガイドライン 細則9「外部調査にかかる措置」

(調査の主旨)

- 第1条 終了した事業について、支援実施契約書の目的を達成するため、事業実施・助成ガイドラインに従った支出がなされ、収支関連の提出書類が同ガイドラインに従って作成されていることについて外部調査を受けることと定める。
- 2 外部調査は、団体と利害関係のない、監査法人もしくは公認会計士（以下「公認会計士等」）によって行われなければならない。

(公認会計士等の選任)

- 第2条 外部調査にあたり、各団体は公認会計士等を選び、調査契約を結ぶものとする。

(公認会計士等との契約)

- 第3条 各団体と公認会計士等とは、調査に関する業務契約を締結する。
- 2 前項の業務契約は各団体と公認会計士等との間で決定されるが、その内容には、「事業実施・助成ガイドラインに従って収支報告書等が作成されているか調査する事」の旨を記載すること。
- 又、合意された手続として要領4「合意された手続の実施内容」の全項を必ず含めなければならない。
- 3 調査に関する業務契約は、各団体に加えJPFも当該手続の結果を利用することができる旨記載しなければならない。

(調査結果の報告)

- 第4条 公認会計士等は、合意された手続の実施結果の報告書を作成し、各団体に提出しなければならない。
- 2 報告書のその他の記載については、別途定める書式（2-4. 終了報告）の「合意された手続実施結果報告書ひな型」を参考に作成するものとする。
- 3 調査報告書の内容が「合意された手続」に沿って実施されていないとジャパン・プラットフォーム事務局が判断した場合は、該当団体に対して改善を求めることができる。
- 場合によっては、公認会計士等の変更を求める事ができる。

(外部調査費の助成)

- 第5条 助成を受けている事業については、下記に従って調査費用を助成する。
- 2 助成対象経費は、公認会計士等による調査費用及び諸経費とし、実費精算とする。公認会計士等と年間契約し、前述の費用が含まれている場合は、公認会計士等との契約書と本項による助成額の説明を明記した書類を提出するものとする。
- 3 助成の上限額は以下のとおりとする。

助成額（万円）	調査助成額（万円）
---------	-----------

(1 万円未満四捨五入)	
200 未満	20
200 以上	調査費を除く総事業費の 10%

附則

1. この措置は、2007 年度第 2 回常任委員会の承認を経て、2007 年 5 月 22 日より施行する。
2. この細則は、2008 年度第 2 回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2008 年 5 月 20 日より施行する。
3. この細則は、2009 年第 6 回常任委員会の議決により改正し、2009 年 10 月 1 日より施行する。
4. この細則は、2011 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2011 年 6 月 1 日より施行する。
5. この細則は、2012 年度第 8 回常任委員会の議決により改正し、2012 年 12 月 1 日より施行する。
6. この細則は、2018 年度第 6 回常任委員会の議決により改正し、2018 年 10 月 1 日より施行する。